

特定教育・保育施設の利用定員設定について

1. 「利用定員とは」

「利用定員」とは、特定教育・保育施設に支払われる給付費（委託費）の基本単価等を決定する際に用いられる定員をいいます。

（1）「認可定員」と「利用定員」の違い

認可定員	特定教育・保育施設の設置の際に都道府県から認可、その後適正な変更手続きを経た定員。（児童福祉法、認定こども園法）
利用定員	教育・保育提供責務のある市町村が、特定教育・保育施設への給付確認を行い、計画に基づいて定める定員。給付費（委託費）の単価水準の根拠となる。（子ども・子育て支援法）

（2）なぜ「認可定員」と「利用定員」という別々の定員があるのか

- ・「認可定員」と「利用定員」は、一致させることが基本。
- ・恒常的に認可定員まで児童が入所していないと、施設の経営に影響。
⇒施設・事業者からの申請により、市町村が、認可定員を超えない範囲で利用状況を反映し「利用定員」を決定。

（3）「利用定員」と給付費（委託費）のしくみ

- ・公定価格＝施設を運営する際に要する費用として国が定める価格。
公定価格＝「保護者からの保育料」＋「市町村からの給付費（委託費）」
- ・公定価格は、施設の規模（利用定員）により段階的に設定され、利用定員が少ないと、子ども一人あたりの公定価格が高くなる。
- ・給付費（委託費）は、入園している子どもの数で、施設の事業者へ給付。

このことから、市町村から給付費（委託費）を受ける民間園に通う子どもの数が、「認可定員」を大幅に下回っていると、経営実態に合わない低い水準の給付単価が適用され、経営が困難になるため、「利用定員」を適正に設定する必要があります。

公立園は、市町村が運営しており、給付確認は生じません。

（4）本市の「利用定員」設定の考え方の変更について

本市では、「認可定員」と「利用定員」を一致させる基本原則に基づき設定し、開園後の入園児が少ない施設には、別途補助金の交付を行う等で支援してきました。

本年度は、後述する配置基準の変更を機に、「利用定員」を見直す必要が生じたことから、「利用定員」を「認可定員」とは別に設定するようにしました。

2. 利用定員の内容

別添のとおり

(1) 主な変更の理由

配置基準（1人の保育士が受け持つ最大人数）の改正：令和6年4月に配置基準の改正があり、3歳児は20：1から15：1に、4・5歳児は、30：1から25：1になりました。

本市では、令和7年度、4・5歳児においては、在園児が継続して在園できるよう従来どおりとし、3歳児は新配置基準にて利用定員を設定します。

その他、幼児人口の減少により、定員より在園者が少ない園の4・5歳児について、影響のない範囲で利用定員を減少しています。

(2) 公立・事業団園は減少し、私立園は減少が少ない理由

公立・事業団園は、原則1クラス、担任1人で配置していますが、私立園は、3歳児を複数担任で配置している園がほとんどで、配置基準の改正の影響を受けず利用定員を設定しているためです。

(3) 必要量の見込みと供給量について

令和6年4月1日現在の住民基本台帳による2～4歳児の人口は、4,548人で、これを令和7年度3～5歳児の最大の必要量と見込みます。

令和7年度の3～5歳児の利用定員案の合計人数は、4,650人で、保育園、認定こども園の供給量で必要量を充足しています。

3. 「利用定員」設定における子ども・子育て会議の位置づけ

子ども・子育て支援法では、市町村が利用定員を定める際に、意見聴取を行うよう規定しています。

意見聴取では、市町村の計画を踏まえ、子育て支援の提供量が不足していないか、需要に対して供給が過多になっていないかなどの視点から意見を反映していきます。

4. 私立幼稚園との協議について

令和6年7月30日（火）に行われました、令和6年度第1回安城市子ども・子育て会議にて利用定員案の議題は審議保留となりました。関係する私立幼稚園と調整する旨のご意見をいただき、8月6日（火）に愛知県私立幼稚園連盟安城支部9園と、令和7年度保育園及び認定こども園の利用定員案について再度協議を行いました。

その結果、議題のとおり案にて合意に至っております。